

木更津市立小学校
GIGA スクール
校内通信ネットワーク整備事業
公募型プロポーザル募集要領

令和2年3月

木更津市総務部資産管理課

－ 目 次 －

第1 募集要領の定義	1
第2 事業の目的	1
第3 公募型プロポーザル方式採用の理由	1
第4 事業の概要	1
1 事業の名称	
2 事業の実施者	
3 事業の事務局	
4 事業対象	
5 業務概要	
6 運用費	
7 事業期間等	
8 上限提案価格	
第5 参加資格要件	4
1 参加資格要件	
第6 配布から契約までのスケジュール	5
(変更有り)	
第7 貸与参考資料	6
1 参考資料	
2 貸与方法	

第8 応募手続き等	6
1 一般事項	
2 要領等に対する質疑書の提出及び部数	
3 プロポーザル参加意向申出書及び現地確認申込書の提出及び部数	
4 参考資料貸与申出書の提出及び部数	
5 ネットワーク仕様書等に対する質疑書の提出及び部数	
6 提案書及びプレゼンテーション動画の提出及び部数(変更有り)	
7 留意事項	
第9 優先交渉者の選定	9
1 審査会の設置	
2 参加資格審査	
3 提案書・プレゼンテーション(変更有り)	
4 優先交渉権者等の決定	
第10 審査評価基準	10
1 書類審査	
2 評価値審査(算定方法)	
3 失格事項	
第11 契約	12
1 契約手続	
2 提案書等の履行	
3 優先交渉権の取り消し等	
4 契約に係るその他準拠事項	
第12 その他	12
1 費用負担について	
2 参加辞退について	

第1 募集要領の定義

木更津市立小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業公募型プロポーザル募集要領（以下、「要領」という。）は、木更津市（以下、「市」という。）が木更津市立小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業（以下、「事業」という。）に係る設計、施工・監理業務及び通信業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するに当たり、プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の目的

事業は、木更津市立小学校 17 校の普通教室等 440 室に、校内通信ネットワークを令和 2 年度中に整備することで、児童生徒の情報活用能力の育成と公正に個別最適化された学びの実現を図る。今後、児童・生徒が「1 人 1 台端末」を使用可能な教育環境を実現するため、「高速大容量の通信ネットワーク」を整備し、ICT を基盤とした先端技術等を効果的に活用できる快適で思い切り学べる学習環境を提供することを目的とする。

第3 公募型プロポーザル方式採用の理由

事業の実施にあたっては、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）の持つノウハウの活用により、事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保したうえで、令和 2 年度中に情報通信設備を設置するために公募型プロポーザルを実施し業務提案を募集する。

参加者のうち、市にとって最も優れた業務提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、業務提案内容のうち、市が必要と認めた内容を別に定める「木更津市立小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業標準仕様書」（以下、「ネットワーク仕様書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

第4 事業の概要

1 事業の名称

木更津市立小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業

2 事業の実施者

木更津市長 渡辺 芳邦（以下、「市長」という。）

3 事業の事務局

部署名：木更津市役所総務部資産管理課

住 所：〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目 10 番 19 号 朝日庁舎

電 話：0438-23-8164

電子メール：shisankanri@city.kisarazu.lg.jp

4 事業対象

(1) 履行場所

木更津市中央一丁目 11 番 1 号ほか 16 校

(2) 対象施設

木更津市立小学校 17 校

※詳細は、別紙 1（対象施設一覧）を参照

(3) 対象予定教室

木更津市立小学校普通教室ほか 440 室

5 業務概要

参加者は、ネットワーク仕様書に基づいて実施するネットワーク構築に係る下記の業務を行うこと。

(1) 設計・監理業務

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る実施設計及び監理業務

- ・ネットワーク構築に必要な現地調査
- ・ネットワーク構築に必要な物理設計、論理設計
- ・ネットワーク構築に必要な、ネットワーク仕様書の各種提出書類の作成
- ・新設ネットワーク施工図・竣工図作成
- ・5 業務概要（2）施工業務での調達機器等の確認、現場の施工確認及び工程管理
- ・調達機器の確認及び施工確認等を行った結果を記録した各種文書の作成

(2) 施工業務

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る施工業務

- ・ネットワーク構築に必要な通信機器、部材等の調達
- ・ネットワーク構築に必要な配線及び電源の確保等の工事
- ・ネットワーク構築に必要な通信機器等の設置
- ・構築したネットワーク運用に必要な各種文書の作成

(3) 通信業務

対象施設における設定業務及び既存ネットワークとの接続業務及び通信試験

- ・ネットワーク構築に必要な通信機器等の設定
- ・構築したネットワークの通信試験
- ・既存ネットワークに必要な通信機器等の設定
- ・既存ネットワーク含めた通信試験
- ・構築したネットワーク運用に必要な各種文書の作成

6 運用費

対象施設における情報通信ネットワークの運用に係る維持管理費の算出を行う。

(以下、運用費という。)

- ・情報通信ネットワークの運用に係る維持管理費
- ・インターネット回線契約費用に変更が必要な場合の契約費用

7 事業期間等

(1) 契約上の工期

事業の契約上の工期は本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、令和3年3月12日までとする。

8 上限提案価格

264,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、1校あたりの工事費（消費税額及び地方消費税額を含む）の上限は3,000万円とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す額である。

第5 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

1 参加資格要件

- (1) 令和元・2年度木更津市入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登載された者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 資格者名簿において、「電気工事」の格付が「A」で登録されている者
- (5) 所在区分が「市内」又は「準市内」で登録されている者
- (6) 建設業法第3条第1項の規定による電気工事に係る「特定建設業の許可」を受けている者
- (7) 建設業法第26条に規定する電気工事に係る「監理技術者を工事現場に専任」で配置できる者

第6 配布から契約までのスケジュール

	項 目	期 日
1	要領等の配布	令和2年 3月27日(金)
2	要領等に対する質疑受付期間	令和2年 3月30日(月)から 令和2年 4月 3日(金)まで
	要領等の質疑に対する回答	令和2年 4月 7日(火)
3	プロポーザル参加意向申出書及び現地確認 申込書の受付期間	令和2年 4月 8日(水)から 令和2年 4月14日(火)まで
	参加資格審査結果の通知	令和2年 4月17日(金)
4	現地確認（対象施設のうち参加者が希望し た学校）の実施	令和2年 4月20日(月)から 令和2年 4月23日(木)まで
5	ネットワーク仕様書の質疑受付期間	令和2年 4月24日(金)から 令和2年 5月 1日(金)まで
	ネットワーク仕様書の質疑に対する回答	令和2年 5月 8日(金)
6	提案書の受付期間	令和2年 5月11日(月)から
	プレゼンテーション用動画の受付期間	令和2年 5月14日(木)まで
7	提案書・プレゼンテーション審査 ※動画審査	令和2年 5月20日(水)
8	審査結果の通知及び優先交渉権者等の公表	令和2年 5月21日(木)
9	仮契約締結	令和2年 5月22日(金)
10	本契約締結 (本契約を締結した者を以下、以下「事業 者」という。)	木更津市議会における議決後

第7 貸与参考資料

市は、プロポーザル参加意向申出書を提出した参加者のうち希望する参加者へ下記参考資料を貸与する。

1 参考資料

- (1) 施設台帳（情報通信設備設置予定の教室を明記したもの）
- (2) 配置図・平面図（CADデータ）
- (3) 既存ネットワーク図、既存ネットワーク接続機器一覧表

2 貸与方法

貸与を希望する参加者は、参加資格審査結果通知書の通知日以降に、参考資料貸与申出書を市へ提出する。

また、貸与した参考資料は令和2年 5月11日(月)までに市へ返却する。

第8 応募手続き等

1 一般事項

すべての提出書類は、事務局へ持参すること（平日の午前9時から午後5時まで）。質疑に対する回答は、「第7 配布から契約までのスケジュール」に記載の期日に市ホームページで公表する。

2 要領等に対する質疑書及び部数

- (1) 受付期間
令和2年3月30日(月)～令和2年4月3日(金)
- (2) 提出書類
ア 募集要領等質疑書（様式第1号）
イ 質疑に対する補足資料（適時）
- (3) 提出部数 1部

3 プロポーザル参加意向申出書及び現地確認申込書の提出及び部数

- (1) 受付期間
令和2年4月8日(水)～令和2年4月14日(火)
- (2) 提出書類
ア プロポーザル参加意向申出書（様式第2号）
ウ 配置予定技術者届（様式第3号）
エ 一部下請負予定事業者届（様式第4号）
オ 現地確認申込書（様式第5号） ※現地確認を求める場合に限る
- (3) 提出部数 1部

4 参考資料貸与申出書の提出及び部数

- (1) 受付期間
令和2年4月20日(月)以降
- (2) 提出書類
参考資料貸与申出書(様式第6号)
- (3) 提出部数 1部

5 ネットワーク仕様書等に対する質疑書の提出及び部数

- (1) 受付期間
令和2年4月24日(金)～令和2年5月1日(金)
- (2) 提出書類
ア ネットワーク仕様書等質疑書(様式第7号)
イ 質疑に対する補足資料(適時)
- (3) 提出部数 1部

6 提案書及びプレゼンテーション動画の提出及び部数

- (1) 受付期間
令和2年5月11日(月)～令和2年5月14日(木)
- (2) 提案書
 - 1 提案書(様式第8号)
 - 2 提案価格見積書(様式第9-1号～様式第9-2号)
 - 3 事業全体スケジュール(様式第10号)
 - 4 実施体制(様式第11-1号～様式第11-2号)
 - 5 設計の考え方(様式第12号)
 - 6 機器選定(様式第13号)
 - 7 施工管理(様式第14号)
 - 8 安全管理及び新型コロナウイルス感染症対策(様式第15号)
 - 9 通信試験(様式第16号)
 - 10 運用費見積書(様式第17号～様式第17-2号)
 - 11 運用費の算定(様式第18号)
- (3) 提出部数 10部

※提案書及びプレゼンテーション動画を電子データ(DVD-R)で1部提出すること。

プレゼンテーション動画は15分以内としてください。

動画内でのプレゼンテーションやスライド等への音声吹込みなど、

プレゼンテーションの形式は不問です。

7 留意事項

- (1) 提案書は、1部ごとファイルに閉じ、様式ごとにインデックスを付けること。（ファイルの表紙及び背表紙に、提案書と記載すること）
- (2) 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。
- (3) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- (4) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。
- (5) 提出された書類のうち、採用されなかった提案書は返却するものとする。
- (6) 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。また、市が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負うものとする。
- (8) 提案書の提出は、1企業につき1案とする。
- (9) 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、優先交渉権者の決定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書については、事業内容の公表時や市が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書は、事業の決定結果の公表以外に無断で使用しない。
- (10) 提案書の提出後、原則として審査が終了するまでの間は、提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、専任の監理技術者又は主任技術者の配置予定技術者の変更は、協議の上、市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。
- (11) 提案書の作成のために市から受領した資料は、市の了解なく公表及び使用してはならない。
- (12) 業務提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属するものとする。

第9 優先交渉権者の選定

1 審査会の設置

市は、事業における優先交渉権者の選定にあたり、公正性及び透明性を確保するため、「木更津市立小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置する。審査会は非公開とする。

2 参加資格審査

市は、提出されたプロポーザル参加意向申出書に基づき参加資格要件を有しているか確認する。確認の結果、資格が認められている場合は、参加資格審査結果通知書により参加者に通知する。また、認められない場合も認められない理由を付して参加資格審査結果通知書を参加者に通知する。

3 提案書・プレゼンテーション

参加資格要件を有する参加者は、提案書の提出及びプレゼンテーションを実施する。審査会は、提出された提案書・プレゼンテーションについて審査評価基準に基づき評価を実施する。

提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い参加者を優先交渉権者として、次に高い参加者を次点候補者として選定する。

なお、提案者がいない場合はプレゼンテーションを取り止めとする。

プレゼンテーションの開催場所、時間、進行などの詳細については、参加資格要件を有する参加者に事務局よりおって通知する。

※新型コロナウイルス感染予防のため、来庁してのプレゼンテーションは行いません。

プレゼンテーションについては、動画を提出していただき、審査会にて動画閲覧審査をします。

4 優先交渉権者等の決定

市長は、審査会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その参加者へ結果通知書により通知する。また、優先交渉権者又は次点候補者に決定されなかった参加者に対しても同書面によりその旨通知する。

第10 審査評価基準

参加者より提出された提案書の書類審査及び評価値審査を実施する。評価値審査に当たっては、提案書の内容を踏まえ、プレゼンテーション、審査会による参加者への個別ヒアリングなどを総合的に判断し、公正に評価する。

1 書類審査

参加者が提出した書類を確認し、必要書類を満たしているか確認する。提案書に未記入・誤記があれば追記・修正等を依頼する。依頼後、市が定める期間内に追記・修正等が行われない場合は失格とする。

2 評価値審査（算定方法）

（1）算定方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津市立小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、審査会委員が、提出された提案書類について、下記「表1 審査項目」及び「表2 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより優位を決定する。

ア 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点（100点）} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

イ 合計得点が最も高い者

例）審査会委員7名の場合

420点未満となった提案者は、受託候補者とししない。

3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）虚偽の内容が記載されているもの。
- （2）事業について審査会委員に接触したとき。
- （3）審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- （4）参加資格要件を満たさないことが判明したとき。
- （5）上限提案価格を超える提案をしたとき。
- （6）プロポーザル参加意向申出書の提出期間以後、事業者の特定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- （7）その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき、又は要領に定める手続きによらなかったとき。
- （8）仮契約締結日において、資格者名簿に記載がないとき

表1 審査項目

評価項目	評価の視点	配点	様式
1. プレゼンテーション			
(1) 事業全体のスケジュール	・本業務の仕様書等を踏まえ、現時点で記述可能なレベルで具体的なスケジュールが明示され、本業務の完了を期待できる内容となっているか。	5	1 0
(2) 実施体制	・構築完了までの体制については、要員の役割を明示したうえで、その考え方や根拠が明示されており、下請負または再委託を予定している場合には、考え方や役割分担が明確になっているか。	1 0	1 1-1 1 1-2
(3) 設計の考え方	・ベストエフォートでの1 Gbps 通信の設計方法が具体的に明示されており、安定した授業運営が行えることが期待できる内容となっているか。	5	1 2
(4) 機器選定	・夜間電力の使用等による充電キャビネットの選定及び運用方法が維持管理費の低減を図る内容となっているか。	1 0	1 3
(5) 施工管理	・品質管理及び施工精度の向上が十分に図られた内容となっているか。また、工事期間中の学校関係者等への利便性の配慮が具体的に明示されているか。	1 0	1 4
(6) 安全管理	・学校関係者等への安全を十分に確保できる内容となっているか。	5	1 5
(7) 通信試験	・本業務で構築するネットワークと既存ネットワークの接続及び動作試験について、関係事業者との調整方法について明確な記載があり、安定した運用が期待できる内容となっているか。	1 5	1 6
(8) 運用費の算定	・(提案者の最も低い価格÷当該提案者の価格) × 1 0	1 0	1 8
(9) 価格点	・(提案者の最も低い価格÷当該提案者の価格) × 3 0	3 0	1 9
合計		0 ~ 1 0 0	

※価格点：小数点以下を切り捨てた後、集計する（切捨て後が8点である場合：8点×審査会委員数）

表2 審査項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1. 0
B	優れている	各項目の配点×0. 8
C	普通	各項目の配点×0. 6
D	やや劣る	各項目の配点×0. 4
E	劣る	各項目の配点×0

第 11 契約

1 契約手続

市は、決定された優先交渉権者と仮契約に向けた事務を進める。ただし、3により優先交渉権者の優先交渉権が取り消され仮契約を締結できない場合は、次点候補者を新たな優先交渉権者とし、仮契約を締結する。

仮契約金額については、優先交渉権者の提出した提案書の内容を精査し、提案価格見積書に提示された金額について市及び優先交渉権者と協議のうえ、随意契約により決定する。

締結した仮契約は、市議会の議決を経たのち、本契約となる。なお、本契約の締結までは契約を保証するものではなく、市議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、市はその損害賠償の責を負わない。

2 提案書等の履行

事業者は、提案書の提案事項のうち、市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く）。

なお、提案書の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

3 優先交渉権の取り消し等

(1) 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者との契約が締結できない場合、市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

(2) 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、市に対し、速やかに文書（任意様式）により、その旨を届け出ること。

4 契約に係るその他準拠事項

要領及びネットワーク仕様書に定めのない契約に係る事項は、「木更津市建設工事請負契約約款」に準拠する。

第 12 その他

1 費用負担について

提出書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、参加者の負担とする。

2 参加辞退について

参加を辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。

別紙1 対象施設一覧

No	学校名	住所
1	木更津第一小学校	木更津市中央一丁目11番1号
2	木更津第二小学校	木更津市文京五丁目6番24号
3	西清小学校	木更津市長須賀2445番地
4	南清小学校	木更津市ほたる野三丁目5番
5	清見台小学校	木更津市清見台南一丁目15番1号
6	祇園小学校	木更津市清川一丁目1番1号
7	岩根小学校	木更津市西岩根8番1号
8	高柳小学校	木更津市高柳5932番地
9	波岡小学校	木更津市畑沢1270番地
10	鎌足小学校	木更津市矢那609番地
11	金田小学校	木更津市中島2931番地1
12	中郷小学校	木更津井尻978番地
13	富来田小学校	木更津市真里谷518番地
14	畑沢小学校	木更津市畑沢南二丁目16番1号
15	請西小学校	木更津市請西二丁目8番1号
16	八幡台小学校	木更津市八幡台四丁目5番1号
17	真舟小学校	木更津市真舟二丁目6番1号